



平成 25 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名	北越紀州製紙株式会社
代 表 者	代表取締役社長 CEO 岸本 哲夫 (コード番号：3865 東証 1 部)
問 合 せ 先	取締役総務部担当 阿部 文男
電 話	03-3245-4500

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

平成 22 年 6 月 25 日開催の当社第 172 回定時株主総会において、有効期間を平成 25 年 3 月期にかかる当社定時株主総会の終結時までとして「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）の更新が承認されましたが、その後の経済情勢等の変化等や買収防衛策をめぐる動向を踏まえつつ、当社における買収防衛策のあり方について、延長の是非を含め、検討を続けてまいりました。かかる検討の結果、本日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の当社第 175 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、旧プランと実質的に同一の内容で「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を更新することを決議し、これに併せて、平成 23 年 6 月 24 日付新株予約権の発行登録を取下げ、改めて本プランの一環として新株予約権の発行登録を行うことも決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本プランの有効期間は、旧プランの有効期間満了時から平成 28 年 3 月期にかかる当社第 178 回定時株主総会の終結時までといたします。

また、現時点において、当社が特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通知や提案を受けている事実はありません。

I. 当社の基本方針の内容

当社は、先進の技術と従業員の強固な信頼関係をベースとして、環境負荷を低減した紙素材の提供を通して、顧客・株主・取引先・地域社会等にご貢献できる会社となり、同時に企業価値の長期安定的な向上を図ることを、経営の最重要課題と認識しております。従いまして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主

共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社自身の企業価値を増大させ、株主共同の利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。会社の支配権の移転については、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと認識しております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て却って企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なからず見受けられます。

当社の属する製紙産業は、設備の投資から回収まで長期間を要するものであり、中長期的視点での経営判断が必要とされます。当社は適宜・適切な設備投資を実施し、国際競争力を確保して参りましたが、こうした努力が当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられなくてはなりません。また、当社の競争力の源泉は設備の比較優位性だけでなく、需要家の皆様から当社製品の品質と短期間での納品をはじめとしたお客様の要請に応えるきめ細かなサービスに対して、多くの御支持を頂いていることにあります。さらに、当社グループ従業員の一体感を持った、高いモチベーションや、当社とその事業がなされる地域社会との関係も重要と考えられます。これらが当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上にとって不可欠であると考えております。

当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

Ⅱ．当社における基本方針の実現に資する取組みについて

当社では、上記Ⅰに記載した基本方針を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しております。

（事業環境認識）

我が国経済は、平成 24 年 12 月に発足した新政権による経済再生の諸施策や日銀による金融緩和策等により、輸出産業を中心に回復の兆しを見せておりますが、紙パルプ産業は、リーマンショック以降常態化した需要縮小による構造的な供給過剰と、急激な円安による原燃料コストの高騰などもあり、極めて厳しい状況が続いております。

このような事業環境認識のもと、当社は国内事業の基盤を更に強化するとともに、環太平洋地域を中心とする海外需要を積極的に取り込んでいくグローバル戦略を着実に実行し、

高効率・高収益体制の構築に向けた様々な経営諸施策を実行してまいります。

（中期経営計画の推進）

当社グループでは、すべてのステークホルダーから信頼され、持続的成長を目指し平成 23 年 4 月に長期経営ビジョン「Vision 2020」を策定するとともに、平成 26 年 3 月迄までの 3 年間の中期経営計画「G－1st（ジー・ファースト）」をスタートさせ、国内事業の基盤強化、グローバル展開による事業領域の拡大、環境重視の経営を推し進めてまいりました。平成 25 年度は、中期経営計画の最終年度でもあり、当初掲げた諸施策を完遂し、「Vision 2020」の目標達成に向けた事業基盤の強化に取り組んでまいります。

【重点経営施策】

①国内事業基盤の強化

当社は国内事業の収益基盤をより強固なものとするため、生販一体となった事業本部制を導入したことに加え、当社の完全子会社の販売代理店を設立するなど、内需減退の長期化や国内市況の変化に迅速に対応できる企業グループを形成してまいりました。また、輸入紙の急増により下落した市況と原燃料コストの高騰などに対応し、再生産が可能な収益構造を再構築するため、平成 25 年 4 月下旬より印刷用紙（市況 4 品種）の価格改定を実施しております。今後とも、適正価格を維持し、強化された国内事業基盤のもと、主要 4 事業における競争力を強化してまいります。

さらに、当社は平成 24 年 8 月に大王製紙株式会社及び同社関連会社の株式の取得及び譲渡により大王製紙株式会社を持分法適用関連会社といたしました。同年 11 月には両社で総合技術提携契約を締結するとともに、総合技術提携委員会の発足により、具体的な取り組みをスタートさせ、また、平成 25 年 6 月には当社より同社へ役員を派遣し、両社の提携関係を更に強固なものとすることによって、その効果の最大化に向けて取り組んでまいります。

②主要 4 事業の成長戦略

洋紙事業については、輸出比率を高めることにより最適な生産体制を構築するため、当社新潟工場にカッター 2 台と平判自動包装機を設置いたしました。これにより年間 40 万トンの輸出が可能な体制が整いました。さらにパルプの輸出も積極的に拡大し、新潟工場のパルプ生産をフル稼働させることにより、工場全体の生産効率をアップさせてまいります。また、紀州工場においては、平成 25 年 3 月、近接する新宮港に製品・資材倉庫を新設し、紙の最大需要地である関東方面への製品輸送を陸送から海上輸送に切り替えることにより、コスト競争力をさらに高めてまいります。

白板紙事業については、子会社の中国の江門星輝造紙有限公司において、平成 24 年 12 月に白板紙工場の起工式を執り行いました。平成 25 年 1 月より杭打ちを行い、平成 26

年4月には年間30万トンの白板紙製造設備が完工予定であります。高品質・高効率・低環境負荷の生産体制を築き上げてきた当社の技術力をもって早期立ち上げを実現することにより海外生産拠点を確立し、グローバル化による成長路線を進めてまいります。

特殊紙事業及び紙加工事業については、東洋ファイバー株式会社及び東拓（上海）電材有限公司の子会社化に続き、平成24年9月にフランスのデュマ社を買収し、完全子会社化いたしました。同社の製品はガラス繊維を原料とした鉛蓄電池用セパレータ及び空気清浄用フィルターであります。今後、空気清浄用フィルターを生産している当社長岡工場と同社の技術交流を通じて、当社による鉛蓄電池用セパレータの国内市場への新規参入や、デュマ社による欧州での空気清浄用フィルターの拡販などを進めることが可能となり、特殊紙事業は今後、当社の更なる成長の一翼を担うこととなります。

また、当社グループは、三菱商事株式会社との業務提携契約を締結しており、同社の国際的な信用力と取引基盤を活用した原材料の調達、国内外の製品販売に関する協業をこれからも強化してまいります。

③環境経営の推進

当社は、「G-1st」計画の中で環境経営の推進を基本方針に掲げ、製品トンあたりCO₂排出量の業界トップクラスの維持とさらなる環境負荷の低減に取り組んでまいりました。具体的には、新潟工場において当社と三菱商事株式会社の合弁会社であるMC北越エネルギーサービス株式会社を通じ、平成26年3月営業運転に向け、ガスタービン発電設備と排熱ボイラーの建設工事を進めております。これにより重油使用量およびCO₂排出量の更なる削減につなげてまいります。

また、森林管理によるCO₂吸収量を増加させる取り組みとして、環境省創設の「オフセット・クレジット（J-V E R）制度」にも参加し、「岩手県内社有林プロジェクト」及び「新潟・石川県内社有林プロジェクト」において、新たに892トンのクレジットを取得いたしました。今後もミニマム・インパクトをさらに追求し、地球環境に優しい企業であり続けるための経営施策を展開してまいります。

④ガバナンス体制の強化

当社グループは、企業価値の長期安定的な向上を図るために、公正な企業活動と透明性のある意思決定を通じた、グループガバナンス体制の強化に努めております。特に、コンプライアンスをガバナンスの柱に据え、定期的を開催するコンプライアンス・オフィサー会議を通じ、業容の拡大による規程類の見直しや関係会社数の増加に応じた教育を継続的に行うなど、様々な諸施策を実行しております。平成24年度においては、暴力団排除条例の施行に対応し、当社グループ全体で約3,000社にのぼる主要取引先との覚書を締結いたしました。

今後も、「北越紀州製紙企業理念」で掲げる「法を遵守し、透明性の高い企業活動によ

り信頼される企業」として、すべてのステークホルダーの皆様からの信頼をもとに、持続的な成長を果たしてまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの更新の目的

本プランは、以下のとおり、上記Ⅰに記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、旧プランと実質的に同一の内容でこれを更新するものです。当社取締役会は、上記Ⅰの基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するためには、当社株式に対する大量買付が行われた場合、当該大量買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断いたしました。

以上の理由により、当社取締役会は、本株主総会で株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本プランを更新することを決定いたしました。また、社外監査役 2 名を含む当社監査役 4 名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

なお、当社株式の保有状況の概要は別紙 1 のとおりとなっております。当社と提携関係にある三菱商事株式会社が 25.15%保有しておりますが、三菱商事株式会社による当社の株券等の取得・保有は当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと認められることから、三菱商事株式会社による当社株式の取得・保有について本プランに基づく対抗措置が発動されることはありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付等（下記(2)「対抗措置の発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付者等（下記(2)「対抗措置の発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期

間を確保した上で、株主の皆様にご当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「対抗措置の発動に係る手続」ご参照）。

(b) 対抗措置の発動と独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、買付者等による買付等が下記(3)「対抗措置発動の要件」(a)ないし(h)に該当し対抗措置を発動することが相当であると認められる場合は、当社は、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）をとり、当該買付等に対抗することがあります。当社取締役会は、具体的にいかなる対抗措置を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、現時点における具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うことを予定しており、その場合には、当該買付者等による権利行使は認められないとの差別的行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の差別的取得条項等の条項が付された新株予約権（その詳細は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第 277 条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、対抗措置の発動、不発動または中止等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙 2 ご参照）に従い、(i) 当社の社外取締役もしくは社外監査役または(ii) 社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の判断を経るとともに、株主の皆様にご適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。独立委員会の委員には、独立委員会の現任委員である当社社外監査役糸魚川順氏、同鈴木信里氏及び株式会社アルビレックス新潟取締役会長池田弘氏が、それぞれ就任する予定です（各委員の氏名及び略歴については別紙 3 ご参照）。

なお、当社は、株式会社東京証券取引所が規定する有価証券上場規程第 436 条の 2 に基づき、独立委員会の現任委員である当社社外監査役糸魚川順氏及び鈴木信里氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。

(c) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付され

た場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランにおいては、以下①ないし③に該当する行為（当社取締役会が当該買付等と同視しうる行為と合理的に判断した行為を含み、当社取締役会が予め承認した場合を除きます。以下「買付等」と総称します。）を対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、大規模買付者グループ（注 1）の、買付け等の後における株券等保有割合²の合計が 20%以上となる買付け等
- ② 当社が発行者である株券等³について、公開買付け⁴の後における公開買付者グループ（注 2）の株券等所有割合⁵の合計が 20%以上となることを目的とする公開買付け
- ③ 当社が発行者である株券等についての買付け等または公開買付けの実施にかかわらず、大規模買付者グループと、当該大規模買付者グループとの当社の株券等に係る株券等保有割合の合計が 20%以上となるような当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該大規模買付者グループに属するいずれかの者の共同保有者⁶に該当するに至るような合意その他の行為、または当該大規模買付者グループに属するいずれかの者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁷を樹立する行為

(注 1)

「大規模買付者グループ」とは、当社が発行者である株券等の保有者⁸及びその共同保有者、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他当該保有者または共同保有者と実質

¹金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。以下、別段の定めがない限り同様とします。

²金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義される株券等保有割合につき、株券等の保有者及び共同保有者以外の大規模買付者グループに属する者を同項に規定する共同保有者とみなして算出した割合をいいます。以下、別段の定めがない限り同様とします。

³金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

⁴金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下、同じ。

⁵金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義される株券等保有割合につき、公開買付者及び特別関係者以外の公開買付者グループに属する者を同項に規定する特別関係者とみなして算出した割合をいいます。以下、別段の定めがない限り同様とします。

⁶金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項により共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下、同じ。

⁷このような関係が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係及び資金提供関係等の形成や、当該大規模買付者グループに属する者及び当該他の株主が当社に対して直接間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

⁸金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項により保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下、同じ。

的利害を共通にしている者、並びにこれらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を合わせたグループをいいます。

(注 2)

「公開買付者グループ」とは、公開買付者自身と、その特別関係者⁹、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他公開買付者またはその特別関係者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、及びこれらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を合わせたグループをいいます。

以下、公開買付者グループ及び大規模買付者グループと、上記③において定める「他の株主」とを併せて、「買付者等」といいます。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等（（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（経営参画の意思の有無、買付対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の可能性等を含みます。）

⁹金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下、同じ。

- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ⑥ 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦ 買付者等が買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑧ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑨ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社に係る利害関係者に対する処遇方針ないし影響
- ⑩ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、原則として最長 30 営業日の期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料、及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

買付者等から買付説明書及び本必要情報（追加的に要求したものも含みま

す。)及び(上記のとおり当社取締役会に対して情報の提供を要求した場合には)当社取締役会からの情報・資料等の提供が充分になされたと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長 60 営業日¹⁰の検討期間(但し、下記(d)③に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。)を設定するとともに、自らまたは当社取締役会等をして、買付者等から本必要情報の提供がなされた旨、独立委員会検討期間を設定した旨及び設定した当該独立委員会検討期間について速やかに情報開示し、かかる開示の日をもって独立委員会検討期間の開始日とするものとします。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自らまたは当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとします。また、独立委員会が対抗措置の発動を勧告している場合も、買付者等は買付等を開始することはできないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

③ 株主に対する情報開示

独立委員会は、自らまたは当社取締役会等をして、買付説明書の提出の事実とその概要については速やかに情報開示を行うものとし、本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切であると合理的客観的に判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取

¹⁰ 行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告または決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告または決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記③に従い独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合にはその旨及び延長・再延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)及び(c)に規定する手続を遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「対抗措置発動の要件」に定める要件のいずれかに該当し対抗措置の発動が相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告（但し、独立委員会は、必要と認めた場合には対抗措置の発動時期等について条件等を付して勧告をすることができます。）します。

但し、独立委員会は、一旦対抗措置の発動を勧告した後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、対抗措置発動の中止を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に対して勧告することができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「対抗措置発動の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても直ちに対抗措置を発動することが相当ではなくなった場合

② 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「対抗措置発動の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合、または当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(c)①に規定する意見及び独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

但し、独立委員会は、一旦対抗措置の不発動の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「対抗措置発動の要件」に定める要件のいずれかに該当し対抗措置を発動することが相当であると判断するに至った場合には、対抗措置の発動を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、独立委員会検討期間が延長された旨及び延長の理由の概要を速やかに情報開示するとともに、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、独立委員会の上記勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動等に関する決議（対抗措置の発動または不発動の中止を含みます。）を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(3) 対抗措置発動の要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し対抗措置を発動することが相当であると認められる場合、上記(2)「対抗措置の発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議を原則として、その時点で最も適切と当社取締役会が判断した対抗措置を発動することとします（現時点における具体的な対抗措置は、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。）。なお、上記(2)「対抗措置の発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し対抗措置を発動することが相当であるかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

(a) 上記(2)「対抗措置の発動に係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 下記に掲げる買付等である場合

- ① 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等

- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合
- (f) 買付者等による支配権取得により、従業員・取引先・顧客・地域社会（製紙産業としての工場立地の特殊性、環境関連規制の不遵守による地域住民の健康・安全への悪影響、工場閉鎖・リストラ等による地域住民の雇用に与える悪影響等）その他の利害関係者の利益が著しく損なわれ、それにより中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損されると合理的な根拠をもって判断される場合
- (g) 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が著しく不十分または不適当であることが客観的かつ合理的に明らかである場合（買収提案の内容につき、(i)その実現可能性に客観的かつ合理的な疑いがある場合、(ii)資金面に著しい支障が生ずる客観的かつ合理的な可能性がある場合（買収時の資金調達により、財務状況が著しく悪化する客観的かつ合理的な可能性がある場合を含

む。）、(iii)当社の生産活動における安全性若しくは生産性に重大な支障をきたす客観的かつ合理的な可能性がある場合、(iv)顧客の理解が得られない客観的かつ合理的な可能性がある事業運営・拡大を行うものである場合、(v)顧客との取引条件に大幅な変更を生じる客観的かつ合理的な可能性がある場合、(vi)中長期的な企業価値の確保・向上の観点から見て必要である従業員の理解を得ることが客観的かつ合理的に困難である場合。)

(h) 法令または定款等に違反する買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

当社取締役会は、具体的にいかなる対抗措置を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、現時点における本プランに基づき実施する対抗措置としては、本新株予約権の無償割当てを予定しており、対抗措置として本新株予約権の無償割当てが選択された場合の本新株予約権の概要は、別紙4「本新株予約権無償割当ての概要」記載のとおりです。

本新株予約権無償割当てをする場合には、特定買付者等（別紙4「本新株予約権の無償割当ての概要」7に定義されます。以下、同じ。）による権利行使は認められないとの差別的行使条件や、当社が特定買付者等以外の者が有する本新株予約権を取得して対価として当社株式を交付することができる旨を定めた差別的取得条項などの条項が定められる予定です。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、旧プランの有効期間満了時から平成28年3月期にかかる定時株主総会の終結時までとします。但し、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとします。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

3. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの更新時に株主の皆様にご与える影響

本プランの更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

本プランが更新され、本プランに基づき本新株予約権無償割当て決議がなされた場合に株主の皆様にご与える影響は以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の無償割当ての方法及び株主名簿への記録の方法及び記録の手続

当社取締役会において、企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）を行うことがあります。その場合には、当社は、当該決議において割当期日（以下「割当期日」といいます。）を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。従いまして、株主の皆様におかれましては、当該割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記Ⅲ. 2. (2)「対抗措置の発動に係る手続」(d)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社が本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の株価の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の方は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の方法及び行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割

当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき、原則として 1 株（当社取締役会が、本新株予約権の無償割当て決議に際し、発行可能株式総数の範囲内で、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）を 1 株を超える数または 1 株未満の数と定めた場合においては、当該定められた数）の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかえる株主の皆様に交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株（当社取締役会が、本新株予約権の無償割当て決議に際し、発行可能株式総数の範囲内で、対象株式数を 1 株を超える数または 1 株未満の数と定めた場合においては、当該定められた数）の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等を表明する当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

IV. 上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 本プランが上記 I の基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する買付等が行われた場合に、当該買付等に応じるべきか否

かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。従いまして、本プランは、当社の上記Ⅰの基本方針に沿うものです。

2. 本プランが株主共同の利益を損なうものでなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは以下に述べるとおり高度の合理性を有しており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

また、本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべき可否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主の合理的意思に依拠したものであること

本プランは、上記のとおり本株主総会において承認されることにより更新されます。また、上記Ⅲ. 2. (5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランの有効期間は旧プランの有効期間満了時から平成 28 年 3 月期にかかる定時株主総会の終結時までと限定されており、かつその有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとされており、本プランの消長及び内容は、当社株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、上記Ⅲ. 2. (1)「本プランの概要」(b)に記載したとおり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置することとしております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社の社外取締役もしくは社外監査役または(ii)社外の有識者のいずれかに該当する委員 3 名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断の概要については株主の皆様には情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランにおいては、上記Ⅲ. 2. (2)「対抗措置の発動に係る手続」及び(3)「対抗措置発動の要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ本プランに基づく対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといたします。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記Ⅲ. 2. (2)「対抗措置の発動に係る手続」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 2. (5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランが株主総会決議により廃止された場合には、本プランは当該決議に従いその時点で廃止されることとなります。また、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、そのため、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防

衛策) でもありません。

以上

当社株式の保有状況の概要
(平成 25 年 3 月 31 日現在)

1. 発行可能株式総数 500,000,000 株
2. 発行済株式総数 209,263,814 株
3. 単元株式数以上保有している株主数 5,802 名 (1 単元の株式数 500 株)

4. 大株主 (上位 10 名)

氏名または名称	住所	保有株式数 (千株)	出資比率(%)
三菱商事(株)	東京都千代田区丸の内 2-3-1	51,740	25.15
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町 2-11-3	12,734	6.19
日本トラスティ・サービス信託銀行 (株)(信託口)	東京都中央区晴海 1-8-11	7,317	3.56
日本興亜損害保険(株)	東京都千代田区霞が関 3-7-3	4,499	2.19
大王製紙(株)	愛媛県四国中央市三島紙屋町 2-60	4,286	2.08
川崎紙運輸(株)	神奈川県川崎市川崎区浮島町 12-2	4,286	2.08
(株)第四銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通 7 番町 1071-1	4,217	2.05
(株)北越銀行	新潟県長岡市大手通 2-2-14	4,215	2.05
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 (株)みずほコーポレート銀行 決済営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM	4,025	1.96
北越紀州持株会	東京都中央区日本橋本石町 3-2-2	3,795	1.84
計	—	101,118	49.15

(注) 出資比率は自己株式 (3,526 千株) を控除して計算しております。

5. 当社役員の当社株式の保有状況

- (1) 全役員の保有株式数合計 490,248 株
- (2) 発行済株式総数に対する全役員の保有株式数合計の割合 0.2343%

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3 名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、
(i) 当社の社外取締役もしくは社外監査役または(ii) 社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、選任後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時（本プランの有効期間満了時）までとする。但し、任期満了前に退任した委員に替わり新たに選任された委員の任期は、他の委員の任期が満了する時までとする。また、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議（対抗措置の発動または不発動の中止を含む。）を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動（独立委員会は、必要と認めた場合には対抗措置の発動時期等について条件等を付して勧告をすることができる）または不発動
 - ② 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ 本プランの廃止または変更（但し、変更については、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。）
 - ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ② 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ③ 買付者等との交渉・協議

- ④ 代替案の提出の要求・代替案の検討
- ⑤ 独立委員会検討期間の設定・延長
- ⑥ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- ⑦ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含む。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
- ・ 独立委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

独立委員会委員略歴

いと い がわ じゅん
系 魚 川 順

(昭和 16 年 1 月 8 日生)

昭和 39 年 4 月 株式会社日本興業銀行入行
 平成 7 年 6 月 同行常務取締役 (アジア・中南米地域並びに M&A 担当)
 平成 11 年 6 月 興銀リース株式会社専務取締役兼執行役員
 平成 12 年 6 月 同社取締役副社長
 平成 16 年 7 月 第一生命相互会社顧問
 平成 19 年 6 月 学校法人立教学院理事長 (現任)

すず き のぶ さと
鈴 木 信 里

(昭和 20 年 12 月 15 日生)

昭和 45 年 4 月 住友金属工業株式会社入社
 平成 15 年 6 月 同社取締役専務執行役員 CFO
 平成 17 年 6 月 住友金属物流株式会社代表取締役副社長
 平成 18 年 6 月 同社代表取締役社長
 平成 20 年 3 月 学校法人東京女子大学評議員 (現任)
 平成 24 年 3 月 同法人常務理事 (現任)

いけ だ ひろむ
池 田 弘

(昭和 24 年 8 月 6 日生)

昭和 52 年 1 月 宗教法人愛宕神社宮司 (現任)
 昭和 52 年 4 月 新潟総合学院(現学校法人新潟総合学院)理事長
 平成 8 年 4 月 株式会社アルビレックス新潟代表取締役
 平成 10 年 7 月 社会福祉法人愛宕福祉会理事長 (現任)
 平成 12 年 12 月 学校法人新潟総合学園 (新潟医療福祉大学) 理事長
 平成 17 年 3 月 宗教法人神明宮宮司 (現任)
 平成 17 年 3 月 株式会社アルビレックス新潟代表取締役会長
 平成 18 年 7 月 当社独立委員会委員 (現任)
 平成 20 年 2 月 株式会社アルビレックス新潟取締役会長 (現任)
 平成 20 年 2 月 医療法人愛広会理事長 (現任)
 平成 20 年 4 月 学校法人新潟総合学園総長・理事長 (現任)
 平成 20 年 4 月 学校法人国際総合学園総長・理事長 (現任)
 平成 21 年 4 月 学校法人大彦学園理事・評議員 (現任)
 平成 21 年 6 月 株式会社日本プロバスケットボールリーグ取締役会長 (現任)
 平成 21 年 8 月 社会福祉法人上越あたご福祉会理事
 平成 22 年 2 月 一般社団法人実践行動学研究所理事長 (現任)
 平成 22 年 11 月 株式会社 Fusion' z 取締役会長 (現任)
 平成 23 年 8 月 社会福祉法人上越あたご福祉会理事長 (現任)

本新株予約権無償割当ての概要

1 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の発行可能株式総数から最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）を減じた株式の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことができる。

2 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てる。

3 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

4 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、原則として 1 株とする。ただし、当社取締役会は、本新株予約権無償割当て決議において、発行可能株式総数の範囲内で、対象株式数を 1 株を超える数または 1 株未満の数と定めることができる。

5 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

6 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。

7 本新株予約権の行使条件

買付者等、または買付者等から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、その他当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議により別途定める者（以下「特定買付者等」という。）は、原則として本新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができない（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記9項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。）。

その他詳細については、当社取締役会が、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

8 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

9 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、特定買付者等以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、当該特定買付者等以外の者の有する未行使の本新株予約権の全てを同様に取得することができるものとし、その後も同様とする。
- ③ その他当社が本新株予約権を取得できる場合およびその条件については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

上記のほか、その他必要な事項については、当社取締役会が、本新株予約権無償割当て決議において別途定めた上で公表するものとする。

以上